

随意契約理由書

件名	西クリーンセンター焼却炉及び発電設備調節弁点検整備
契約の相手方	アズビル(株)
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>当該調節弁及びその関連機器類は精密機器であり、西クリーンセンターにおいてその主要設備である焼却炉・ボイラ・発電用蒸気タービン等を常時適切な状態において運転・制御するためのもので、運転管理上高度な安定性と信頼性が要求される機器である。</p> <p>上記業者は、本調節弁の製造業者であり、調節弁の取替用部品を製作している唯一の製造業者である。また、点検・補修においても、メーカー独自の高度な専門知識と技術を必要とする。</p> <p>したがって、本点検整備は、上記業者でなければ施行できない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局西クリーンセンター (電話番号078-974-2005)